

# 独立行政法人自動車事故対策機構の保有する情報の公開の実施に関する規程

平成15年10月1日

機構規程第13号

改正	平成17年2月28日	平成17年機構規程第4号
改正	平成17年9月15日	平成17年機構規程(総務)第12号
改正	平成18年3月27日	平成18年機構規程(企画)第5号
改正	平成23年4月1日	平成23年機構規程(企画)第8号

## (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人自動車事故対策機構(以下「機構」という。)において、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「法」という。)に定める法人文書の開示等を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語)

第2条 この規程において使用する用語は、法及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成14年政令第199号。以下「施行令」という。)並びに独立行政法人自動車事故対策機構法人文書管理規程(平成23年機構規程(総務)第6号)において使用する用語の例による。

## (開示請求窓口)

第3条 機構に対する法第4条第1項に規定する開示請求書の提出先(以下「開示請求窓口」という。)は、別表第1に掲げるとおりとする。

## (開示請求書等の様式)

第4条 機構の保有する情報の公開に係る開示請求書等は、それぞれ次の各号に掲げる様式を使用するものとする。

- (1) 法第4条第1項及び施行令第4条に規定する開示請求書 第1号様式
- (2) 法第4条第2項に規定する補正手続きを求める通知書 第2号様式
- (3) 法第9条第1項及び施行令第5条に規定する開示決定に関する通知書 第3号様式
- (4) 法第9条第2項に規定する不開示決定に関する通知書 第4号様式
- (5) 法第10条第2項に規定する開示決定等の期限の延長に関する通知書 第5号様式
- (6) 法第11条に規定する開示決定等の期限の特例規定の適用に関する通知書 第6号様式
- (7) 法第12条第1項前段に規定する開示請求に係る事案の他の独立行政法人等への移送に関する書面 第7号様式
- (8) 法第12条第1項後段に規定する開示請求に係る事案の他の独立行政法人等への移送に関する開示請求者への通知書 第8号様式
- (9) 法第13条第1項前段に規定する開示請求に係る事案の行政機関の長への移送に関する書面 第9号様式
- (10) 法第13条第1項後段に規定する開示請求に係る事案の行政機関の長への移送に関する開示請求者への通知書 第10号様式

- (11) 法第 14 条第 1 項及び施行令第 6 条に規定する第三者に対する意見書提出の機会付与に関する通知書 第 11 号様式
- (12) 法第 14 条第 2 項及び施行令第 7 条に規定する第三者に対する意見書提出の機会付与に関する通知書 第 12 号様式
- (13) 法第 14 条第 1 項及び第 2 項に規定する第三者の意見書 様式第 13 号
- (14) 法第 14 条第 3 項に規定する第三者に対する開示決定に関する通知書 第 14 号様式
- (15) 法第 15 条第 3 項並びに施行令第 8 条及び第 9 条第 1 項に規定する開示の実施方法等申告書 第 15 号様式
- (16) 法第 15 条第 3 項並びに施行令第 8 条及び第 9 条第 2 項に規定する開示の実施方法等申告書 第 16 号様式
- (17) 法第 15 条第 5 項及び施行令第 10 条第 1 項に規定する更なる開示の申出書 第 17 号様式
- (18) 法第 18 条第 2 項の規定に基づく情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問 第 18 号様式
- (19) 法第 19 条第 1 項に規定する異議申立人に対する通知書 第 19 号様式  
(法人文書の開示の実施方法)

第 5 条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図画(次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。) 当該文書又は図画(法第 15 条第 1 項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第 1 号イに規定するもの)
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本工業規格 A 列 1 番(以下「A 1 判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦 89 ミリメートル、横 127 ミリメートルのもの又は縦 203 ミリメートル、横 254 ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの
- (4) スライド(第 5 項に規定する場合におけるものを除く。次項第 4 号において同じ。) 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の法第 15 条第 1 項の規定による開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 文書又は図画(次号から第 4 号まで又は第 4 項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法(口から八までに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、機構がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。))により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。)  
イ 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格 A 列 3 番(以下「A 3 判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものの交付(口に掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機

によりA1判若しくは日本工業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（口に掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。）又は光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号ホにおいて同じ。）に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4番（以下「A4判」という。）の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての法第15条第1項の種別、情報化の進展等を勘案して定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表第2の5の項口において同じ。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号、次号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表第2の7の項口において同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴

ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）

ニ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

(4) 電磁的記録（前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有

するものに限る。) 次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

イ 前号イから八までに掲げる方法

ロ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ(日本工業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。別表第2の7の項子において同じ。)に複写したものの交付

ハ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という。)14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。別表第2の7の項子において同じ。)に複写したものの交付

ニ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。別表第2の7の項子において同じ。)に複写したものの交付

ホ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。別表第2の7の項子において同じ。)に複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

6 施行令第4条第2項に基づく文書又は図画についての閲覧又は交付の方法は、第1項から第5項まで(第3項を除く。)に定める方法とする。

(手数料の額等)

第6条 法第17条第1項及び第2項の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。) 開示請求に係る法人文書一件につき300円

(2) 開示実施手数料 開示を受ける行政文書一件につき、別表第2の上欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)。ただし、基本額(法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合にあって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第二号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

(1) 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、それぞれ開示請求書の提出若しくは法第15条第3項又は第5項の規定による申出の際に現金又は定額小為替により納付しなければならない。

4 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

(手数料の減免)

第7条 理事長は、法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書(第20号様式)を理事長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 理事長は、第2項の規定による申請書を受理したときは、速やかにその取扱いを決定し、当該決定を第21号様式又は第22号様式により申請者に通知しなければならない。

5 第1項の規定によるもののほか、理事長は、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

(公開情報閲覧室の設置等)

第8条 法第22条第2項の規定に基づき、機構の諸活動についての国民の理解を深めるための施策の一環として、本部に公開情報閲覧室を設置する。

2 公開情報閲覧室には、機構が保有する文書その他の資料のうち国民生活に役立ち一般公開に適すると認められるものを掲載した閲覧目録を据え置くものとする。

3 公開情報閲覧室においては、前項に規定する閲覧目録に掲載されている文書その他の資料について、閲覧を希望する者の申出により、閲覧に供するものとする。

4 前3項に規定するもののほか、公開情報閲覧室の開設時間、閲覧手続きその他公開情報閲覧室の管理及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(開示請求審査基準)

第9条 開示請求に対する機構部内の審査基準については、行政機関における取扱いを斟酌して理事長が別に定めるところによる。

(実施に関し必要な事項)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成17年2月28日 機構規程第4号)

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則(平成17年9月15日 機構規程(総務)第12号)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月27日 機構規程(企画)第5号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日 機構規程(企画)第8号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。